

「議案第 71 号 令和 7 年度奈良市一般会計補正予算（第 3 号）」に係る
公共交通事業者燃料費高騰対策事業に対する附帯決議（案）

公共交通事業者燃料費高騰対策事業については、長期的な燃料価格の高騰の影響を受けている事業者に支援を行うものである。

まずタクシー事業者であるが、運賃改定がなされ、令和 6 年 1 月 11 日から新運賃が実施されている。新運賃には、経費の高騰分が見込まれているものと思料する。また、国においては、タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業が継続的に実施されており、さらに県においても令和 7 年度も燃料価格高騰対策事業（公共交通）として、タクシー 1 台あたり 3 万円の助成がされている。

次に、路線バス事業者であるが、乗合（路線）バスの運賃改定がなされ、令和 6 年 2 月 1 日から新運賃が実施されている。新運賃には、経費の高騰分が見込まれているものと思料する。また、県において令和 6 年度には、燃料価格高騰対策事業（公共交通）として、助成がされている。事業者の令和 6 年度の経常利益及び税引前当期純利益は、助成金の収入の増加などにより、計画を上回っており、相当額の黒字が確保されている。令和 7 年度も県においては、バス 1 台あたり 4 万円の助成が予定されている。

以上のことから、当事業について再度十分に検討し、支援が燃料高騰によるものなのか、地域に不可欠な交通手段の確保のためなのかを明確にし、議会の理解が得られるまでの間、その執行の留保を求めるものである。

加えて、地域に不可欠な交通手段を今後どのように確保していくのか、議会と議論を深められたい。

以上、決議する。

令和 7 年 9 月 29 日

奈良市議会